

神照地区地域づくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、神照地区地域づくり協議会（以下「本会」という。）と称し事務局を神照まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、神照地区住民の共通の利益の増進を図るため、地区住民の参画・協働のもと、地区全体の調和のとれた発展と魅力ある豊かで住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、地区内各種団体と十分な協議・協働のもとに次の事業を行う。

- (1)地域住民相互の交流・親睦および文化・スポーツ・教養の向上に関する事
- (2)地域の社会福祉および健康の増進に関する事
- (3)地域の子どもの健全育成に関する事
- (4)地域の安心・安全及び環境美化に関する事
- (5)地域課題の解決に関する事
- (6)地域づくりの拠点となる神照まちづくりセンターの管理運営に関する事
- (7)長浜市からの事務を受託する事
- (8)長浜市の委託により地域活力プランナーの設置およびその業務の推進に関する事

第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、神照地区に居住する住民及び地区内を主たる活動範囲とする各種団体などを構成員とする。（団体名は付表に表示する。）

(評議委員)

第5条 本会は、次の者をもって構成する評議委員会を置く。

2 評議委員は次の者とする。

- (1) 別表第1に掲げる団体の代表者、又はその団体の推薦する者
- (2) 学識経験者
- (3) 本会の趣旨に賛同する者で協議会会長（以下「会長」という。）が推薦する者

3 評議委員の定数は、80名以内とする。

(評議委員会)

第6条 評議委員会（総会）は、協議会の最高議決機関であって毎年1回開催する。

- 2 会長が必要と認めた場合、理事又は評議委員の過半数の請求があった場合はその都度臨時評議委員会（臨時総会）を開催する。
- 3 評議委員会は、次の事項を評議決定する。
 - (1) 協議会の事業計画及び予算に関する事。

- (2) 協議会の事業報告及び決算に関すること。
- (3) 協議会の役員の承認すること。
- (4) 理事及び監事を承認すること。但し、監事は評議委員以外から選任するものとする。
- (5) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (6) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(評議委員の任期)

第7条 評議委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠補充の場合は、前任者の残任期間とする。

(理事)

第8条 協議会に、評議委員の代表者で構成する理事会を置く。

- 2 理事は次の者とする。

- (1) 連合自治会の代表者 5名
- (2) (1) を除く各団体の代表者 12名
- (3) 学識経験者 若干名
- (4) 本会の趣旨に賛同する者で会長が推薦する者 若干名

- 3 理事会の定数は、別表第1に掲げる30名以内とする。

(理事会)

第9条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を評議決定する。

- (1) 評議委員会に付議すべきこと。
- (2) 評議委員会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他評議委員会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- (4) 理事会は、専門的な調査・審議をおこなうため、プロジェクトチーム（課題別専門部会）を置くことができる。プロジェクトチームの構成員は評議員の中から選任するものとする。加えてその専門性を考慮し、外部の学識経験者などを選任することができるものとする。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠補充の場合は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第11条 第2条の目的達成のための実行機関として、協議会に部会を設ける。

- (1) 自治振興部
- (2) 安全環境部
- (3) 健康福祉部
- (4) 体育文化部
- (5) 青少年育成部
- 2 部会ごとに部会長1名、副部会長2名を置く。
- 3 部会長は、会長が選任する。

4 副部会長は、部会長が委嘱する。

5 部会は、必要に応じて部会長が招集し、事業の企画調整、運営実行を行う。

第3章 役員

(役員)

第12条 協議会に次の役員を置く。

(1) 理事のうち、会長は連合自治会長が就任し、各部会長5名を選任する。他の役員は互選により、副会長2名、事務局長1名、会計1名を選任し、併せて評議委員会の承認を得る。

(2) 監事2名は、評議委員以外から選任する。

(3) 必要に応じ理事会の承認を得て、本会に顧問及び相談役を置くことが出来る。

(4) 役員会は、必要に応じて会長が招集し目的達成のため各部会と連携を図り事業推進するとともに本会の運営を行う。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、その会務を統轄し各種団体との調整を行う。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 事務局長は、本会の事務を統轄し本会の運営を円滑に推進する。

(4) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。

(5) 各部会長は、第2条の目的達成のための実行機関として、第3条に掲げる事業を担当する。

(6) 理事は、理事会を組織し本会の運営及び活動を推進する。

(7) 監事は、本会の会計事務が正当に執行されることを監視・指導する。

(8) 顧問及び相談役は、必要に応じて各種会議に出席し助言を行う。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、原則1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠補充の場合は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第15条 会議は、会長が評議委員会及び理事会、役員会を招集する。

2 評議委員会の議長は評議委員から選任し、理事会の議長は会長が行う。

(議決)

第16条 会議は、構成員の過半数を以て成立し、会議の議事は出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

(権限の委任)

第17条 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

第18条

(議事録)

会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 評議委員会は議事録署名人の記名・押印

第5章 会計

(経費)

第19条 協議会の経費は、補助金、交付金、委託料、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計)

第20条 協議会の会計は一般会計と特別会計とする。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(帳簿等)

第22条 協議会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。帳簿の閲覧が請求されたときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(会計報告)

第23条 監事は、会計年度終了時に会計監査を行い、その結果を評議委員会に報告する。

第6章 その他

第24条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な規則等に関しては、理事会で定める。

附則

- 1.この会則は、平成22年11月6日から施行する。
- 2.この会則は、平成24年6月23日から施行する。
平成25年1月17日 一部改正
平成26年5月24日 一部改正
平成28年4月30日 一部改正
平成29年4月22日 一部改正
平成30年4月28日 一部改正
令和 2年4月25日 一部改正
令和 3年4月24日 一部改正
- 3.この会則は、令和 5年4月 8日から施行する。

【申し合わせ事項 役員の任期は、総会から総会までとする】

付表

団体名

- (1) 神照連合自治会
- (2) 神照地区社会福祉協議会
- (3) 神照地区青少年育成会議
- (4) 神照地区民生委員児童委員協議会
- (5) 長浜市健康推進員神照地区
- (6) 長浜赤十字奉仕団神照分団
- (7) 長浜市身体障害者福祉協会長浜地区
- (8) 長浜地区更生保護女性会神照分区
- (9) 長浜市消防団第3分団
- (10) 神照まちづくりセンターサークル
- (11) 神照まちづくりセンター事業部長会
- (12) 神ゆうくらぶ
- (13) 神照地域人権学習協議会

別表第1

団 体 名	評議委員数	理事数
1) 神照連合自治会	37	5
2) 神照地区社会福祉協議会	2	1
3) 神照地区青少年育成会議	2	1
4) 神照地区民生委員児童委員協議会	2	1
5) 長浜市健康推進員神照地区	2	1
6) 長浜赤十字奉仕団神照分団	2	1
7) 長浜市身体障害者福祉協会長浜地区	2	1
8) 長浜地区更生保護女性会神照分区	2	1
9) 長浜市消防団第3分団	2	1
10) 神照まちづくりセンターサークル	2	1
11) 神照まちづくりセンター事業部長会	2	1
12) 神ゆうくらぶ	2	1
13) 神照地域人権学習協議会	2	1
14) 学識経験者	若干名	若干名
15) 会長推薦者	若干名	若干名
合 計	80名以内	30名以内